

生活困窮者自立支援事業について

- ・「生活困窮者自立支援法」の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、生活困窮者に対する新たな相談支援の窓口を全区役所内に設置
- ・対象者が抱える課題を広く受け止め、地域のネットワーク、関係機関等と連携し課題解決のために必要なサービスに繋ぐなど、対象者の早期自立を支援

○平成 28 年度実施案

□自立相談支援事業【平成 27 年度から継続】

【相談支援】 各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う

【就労支援】 相談支援窓口で相談された方で個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、ビジネススキル等の向上のための支援や求職活動などの実践的な支援のほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを実施

□住居確保給付金の支給【平成 27 年度から継続】

離職により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、65 歳未満で収入要件や資産要件を満たす者に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施

□一時生活支援事業【平成 27 年度から継続】

これまでホームレス対策として実施してきた、「自立支援センター事業」等を活用し、一定の住居のない生活困窮者等に対し、一時的な宿泊場所や衣食を提供

□学習支援事業【平成 27 年度から継続】

中学生がいる家庭に対し、子ども自立支援員を派遣し、親子の進学意識を高め、高校への進学に向けたカウンセリング等の支援を行い、子どもの自立への動機づけを実施

□就労訓練推進事業【平成 27 年度から継続】

すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対し、支援付きの就労・訓練の場を提供する就労訓練事業に、より多くの事業者の参入を促すため事業の周知・啓発を実施

□就労ファーストステップ事業【平成 28 年度新規事業】

日常生活上に課題があり、就労に向けて準備が整っていない方を対象に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成支援を行う

□家計相談事業【平成 28 年度新規事業】

家計収支の改善や家計管理能力の向上を目指した支援を行う

□法律相談事業

自立相談支援機関が法律の知識を必要とする支援を実施するにあたり、弁護士が情報提供や助言を行う

○平成 27 年度事業実績（平成 27 年 4 月～平成 28 年 1 月末現在）

別紙のとおり

○事業利用者アンケート結果（平成 27 年 8 月～平成 28 年 1 月末現在）

新規相談受付数：3,290 件 アンケート回収枚数：816 枚（回収率 24.8%）

⇒回答者の 9 割が満足しており、多くの感謝の言葉をいただいている

○今後の進め方

- ・新しい制度であるため、市民への周知が不十分なところもあり、地域の関係機関とも連携を図りながら周知・広報を進めて行く必要がある。
- ・本市においては、他都市に比べ生活保護率が高いなど、本事業への市民のニーズは高いと考えられるが、国において、本市の実情に見合った財源措置がなされていないため、今後とも、国への要望を行っていく。